

独評委第 45 号
平成 27 年 11 月 17 日

総務大臣
山本 早苗 殿

財務大臣
麻生 太郎 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫
(公印省略)

平成 27 年度末に中長期目標期間が終了する総務大臣及び財務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について (意見)

当委員会は、平成 27 年 9 月 8 日付けをもって通知のあった標記について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴省におかれては、この意見の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただきますようお願いいたします。

あわせて、独立行政法人通則法の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中長期目標を策定することとされておりますので、この意見も踏まえて、別途連絡するところにより、新中長期目標案の提出をお願いいたします。

平成 27 年度末に中長期目標期間が終了する総務大臣及び財務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、総務大臣及び財務大臣所管の国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「本法人」という。）に関し、平成 27 年度末の中長期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的意见はⅡに示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ. 各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ ICTやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研

究シーズの相互利用の活性化
などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあつては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされる

よう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあつては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと統合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意し

つつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅱ. 国立研究開発法人情報通信研究機構

第1 研究業務の目標設定

1 研究成果の最大化

目標策定指針においては、国立研究開発法人の目標について、「一定の事業等のまとまり」(注) ごとに目標を設定するものとしている。

しかしながら、本法人の現中長期目標における評価の単位は、研究開発については、「我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化」、「ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施、その他」のほか、第3期中長期計画の別表にあるとおり、「新世代ネットワーク技術」、「光ネットワーク技術」等16項目となっている。これら項目は、財務諸表におけるセグメント6つのうち、本法人自ら行う研究開発分野の「ネットワーク基盤技術」、「ユニバーサルコミュニケーション基盤技術」、「未来ICT基盤技術」、「電磁波センシング基盤技術」の4つのまとまりを中心にさらに16項目に細分化したものである(資料1参照)。

平成27年8月の情報通信審議会情報通信技術分科会技術戦略委員会における「新たな情報通信技術戦略の在り方」では、重点研究開発分野として、平成28年度以降の本法人が行う研究開発の方向を「センシング&データ取得基盤分野」、「統合ICT基盤分野」、「データ利活用基盤分野」、「情報セキュリティ・耐災害ICT基盤分野」、「フロンティア研究分野」の5分野を掲げている(資料2参照)。

目標策定指針では、法人の長から、法人の資源(予算、人事、組織等)配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が評価の結果を業務の遂行に適切に反映できる単位として、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意して「一定の事業等のまとまり」を設定することとしている。

このため、次期中長期目標においては、新たな情報通信技術戦略の在り方を踏まえ、「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、その単位を基本としてアウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、研究内容を適切に評価できる評価軸を設定する仕組みを構築するとともに、目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

(注)「一定の事業等のまとまり」とは、目標策定指針において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」であり、「具体的には、法人の長から、法人の資源(予算、人事、組織等)配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位」とされている。

2 中長期目標期間を超えた時間軸の設定

Iの第3に示しているとおり、「研究開発については工程表の活用等により、可能な限り研究成果の達成水準・達成時期の段階的な明確化」としている

ころであり、本法人では、情報通信審議会情報通信技術分科会技術戦略委員会において2020年までの研究分野における工程表が示されている（資料3参照）。

しかしながら、情報通信分野の研究開発スピードは非常に速いものの、アウトカムへの貢献や実現につながるのは研究開発成果が創出されてから相当期間経過した後である。

このため、中長期目標の策定にあたっては、本法人が達成すべき成果が的確に評価できるように、具体的な達成水準を定める目標の設定を行った上で、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮するものとする。

3 テストベッドに関する目標

テストベッド研究開発は、本法人が自ら行う研究開発だけでなく、企業や大学等にオープンに開放する試験環境である。

しかしながら、現中長期目標期間の評価では、論文数や特許出願数を参考指標としており、テストベッドの有効性の観点から、市場の創出や国際競争力の面で具体的な評価が実施できていない。

よって、次期中長期目標では、実用化への橋渡しやベンチャー・中小・中堅企業等の育成等我が国全体としての研究開発成果の最大化の観点から評価が行えるようにするものとする。

その際、

- ① ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築できているかといった観点
- ② テストベッド利用者にとり、研究開発成果を実装したテストベッドの利用が有益な技術実証・社会実証につながっているかといった観点から適切な評価軸を設定するものとする（資料4参照）。

第2 事務及び事業の見直し

1 繰越欠損金解消に向けた取組の強化

基盤技術研究促進勘定の繰越欠損金については、平成22年度以降の新規採択は終了し、既存の管理のみとなっている。

しかしながら、平成26年度の基盤技術促進勘定では、経常収益6,967万円に対し、経常費用6,940万円となっており（資料5参照）、年度末の繰越欠損金は573億円となっている。

このため、受託者への助言・指導を引き続き強化しつつ、独立行政法人会計基準が平成27年1月に改訂されたことも踏まえ、これまで以上のコスト意識を持って、繰越欠損金の解消や受託者からの収益納付・売上納付に向けた取組を引き続き行うとともに、事業の効果の把握及び検証を実施するものと

する。

なお、出資勘定についても、出資価値の向上に向けた取組を引き続き行うものとする。

2 海外連携センター

本法人は、海外連携センターを3か所設置しており、平成26年度業務実績評価等では、海外連携センターについて、現地でなければ対応が困難な政策及び研究開発に関連する情報の収集・調査の実施、研究開発における拠点主導型の国際連携機能の強化、現地の利を活かした情報の発信、人材発掘及び国際共同研究の支援等を行っており、本法人がグローバルな競争、協調等、国際戦略に基づく研究開発を行う上で必要であるとされている。

また、海外連携センターでは、有識者や専門家との人脈を形成して現地でしか入手できない貴重な情報の収集と分析を行い、これらをいち早く本法人内での研究活動に活かせるように提供しているとされている。

しかしながら、研究内容について公表できないものもあり得るが、海外連携センターの調査の結果、国際共同研究に結びついた件数や国内での新たな研究開発の開始など具体的な成果を評価対象としておらず、海外連携センターの業務を適切に評価できていない。

したがって、次期中長期目標においては、本法人の研究成果の最大化の観点から十分踏まえ、海外連携センターに関する目標を定めるものとする。

3 研究推進体制の見直し

本法人は、日本全体で研究成果の最大化を図るため、情報通信分野におけるオープンイノベーションの拠点となることが期待されている。企業、大学等と連携した研究開発を活性化させるためには、研究の支援体制が重要となる。

これまでも、本法人では社会還元促進部門、産学連携部門及び産業振興部門として、研究開発の支援、知的財産の管理、連携研究及び事業支援化に取り組んで来たところである。しかし、組織がそれぞれ独立した体制であることから、研究開発プログラムを一体的に支援する体制としては改善の余地がある。

このため、次期中長期目標の策定にあたり、これまでの研究支援等の成果を検証した上で、例えば、大学で設置され始めている「リサーチ・アドミニストレーター」(注)のような専門人材を強化する必要があるか等を検討し、研究開発成果を最大化することを目的とした支援体制の改善を中長期目標に明記するものとする。

なお、人材・体制を強化するにあたっては、安易に組織を肥大化するようなことはせず、現状の人的リソースを上手く活用しながら進めていくものと

する。

(注) 我が国の大学等では、研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等をマネジメントする人材が十分ではないため、研究者に研究活動以外の業務で過度の負担が生じている状況。このような状況を改善するため、研究者の研究活動活性化のための環境整備及び大学等の研究開発マネジメント強化等を行う人材のこと。

参 考 資 料

資料1 年度評価と中長期目標期間の見込み評価の結果

中期目標（中期計画）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	見込 評価
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項					
我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化	B	A	A	B	B
ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施、その他	A	A	A	B	B
新世代ネットワーク技術	A	AA	A	A	A
光ネットワーク技術	AA	AA	AA	S	S
テストベッド技術	AA	A	A	A	A
ワイヤレスネットワーク技術	AA	A	AA	A	S
宇宙通信システム技術	A	A	A	B	B
ネットワークセキュリティ技術	A	AA	AA	A	A
多言語コミュニケーション技術	AA	AA	AA	S	S
コンテンツ・サービス基盤技術	A	A	A	A	A
超臨場感コミュニケーション技術	A	A	A	B	B
脳・バイオICT	A	A	A	A	A
ナノICT	A	A	A	B	B
量子ICT	AA	AA	AA	A	A
超高周波ICT	A	A	A	B	B
電磁波センシング・可視化技術	A	A	A	B	B
時空標準技術	AA	AA	AA	B	A
電磁環境技術	A	A	A	B	B
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	A	A	B	B
III. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	B	B
IV. その他の事項	A	A	A	B	B

(注) 26年度より評定の定義が変更されている。「B」を標準とする。

資料 2

「新たな情報通信技術戦略の在り方」(平成 26 年 12 月 18 日付諮問第 22 号) 中間答申 (抄)

第 2 章 新たな情報通信技術戦略の方向

2.4 ソーシャル ICT 革命を推進するために必要な技術分野

2.1 で述べた世界最先端の「社会全体の ICT 化」(「ソーシャル ICT 革命」) を推進するためには、次のような最先端の ICT の対応能力 (Power) が必要であり、それを実現する基礎的・基盤的技術の研究開発に重点的に取り組むことが必要である。

(1) 社会を観る能力 (Power)

「社会を観る」能力として、多様なモノや環境に導入された IoT デバイスにより広範なデータ収集を行うことを可能とするセンサーネットワーク技術や、地球規模の広域まで超高分解能で社会・環境を見守ることができる電磁波センシング技術等の「センシング&データ取得基盤分野」の技術が重要になる。

(2) 社会を繋ぐ能力 (Power)

「社会を繋ぐ」能力として、2020 年代には現在の 1000 倍以上の通信量が見込まれている中で、膨大な数の IoT デバイス等からのネットワークへの接続要求に応えるとともに、ICT システムのリアルタイム制御を行うために情報伝達遅延を最小化した革新的なネットワーク等の「統合 ICT 基盤分野」の技術が重要になる。

(3) 社会 (価値) を創る能力 (Power)

「社会 (価値) を創る」能力として、膨大な情報をもとに、人工知能も活用したビッグデータ解析により新しい知識や価値を創造するとともに、それらを人に優しく、あらゆる人に最適な形で提供することを可能とする、ユニバーサルコミュニケーション技術 (自動翻訳等)、アクチュエーション技術 (ロボット制御等)、感動・臨場感をリアルに伝える超臨場感映像技術等のような「データ利活用基盤分野」の技術が重要になる。

(4) 社会 (生命・財産・情報) を守る能力 (Power)

「社会 (生命・財産・情報) を守る」能力として、ネットワークやその中を流通する情報・コンテンツを急増するサイバー攻撃等から守る「情報セキュリティ分野」や、国民の生命・財産を守るために災害に強い ICT を実現する「耐災害 ICT 基盤分野」の技術が重要になる。

(5) 未来を拓く能力 (Power)

「未来を拓く」能力として、将来のイノベーションのシーズを育てる抜本的なブレークスルーにつながる先端的な基盤技術を創出する「フロンティア研究分野」が重要になる。

(注) 本文中の下線は当委員会が付した。

資料3

「新たな情報通信技術戦略の在り方」(平成26年12月18日付諮問第22号) 中間答申(抄)

参考資料1 「重点研究開発課題に関する工程表」(抜粋)

(1) サイバーセキュリティ技術

主な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	内閣府 計画推進部(2020年度) ～産業技術審議会(2020年度)～
(1)-① 未来型サイバーセキュリティ技術の研究開発	サイバー攻撃監視網の構築・運用 ・日本最大の観測網構築 ・柔軟な異種センサー切替機構の実現	能動的サイバー攻撃観測網の研究開発 ・パッシブセンサー、アクティブセンサー、ユーザ端末周辺センサー等を融合したより柔軟かつ網羅的な自律的観測技術の確立 ・新たなサイバー攻撃も適宜観測対象に取込み			能動的サイバー攻撃観測網の試験運用 ・能動的観測網のフィールドテスト		2016年以降 新型分析技術・可視化技術を継次技術移行し、社会に実用化
	サイバー攻撃分析・可視化基盤技術の確立 ・各種センサーからの多角的入力を用いた分析基盤技術の確立	複合型サイバー攻撃分析・可視化技術の研究開発 ・次世代型トラフィック分析技術・マルウェア分析技術の確立 ・可視化による善力セキュリティオペレーション技術の確立 ・SNS等の情報を含めた複合型サイバー攻撃分析・可視化技術の確立			分析・可視化技術の試験運用 分析・可視化技術の方式高度化 ・複合型分析・可視化技術のフィールドテスト ・フィールドテストに基づく方式高度化		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連のシステム等に純国産の未来型セキュリティ技術を導入し、五輪の安全確保に貢献

資料4

「新たな情報通信技術戦略の在り方」(平成26年12月18日付諮問第22号) 中間答申(抄)

第4章 研究開発等の推進方策

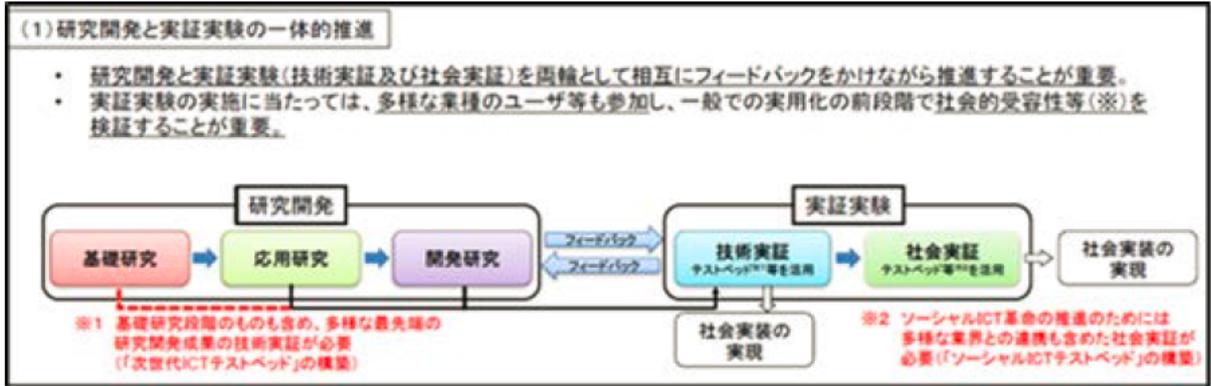
4.2 テストベッドの構築・活用について

(1) 実証実験とテストベッドの関係

	概要	想定される事例
技術実証	基礎研究段階のものも含め、最先端の研究開発成果を実装したテストベッドを外部研究機関等にオープンに開放し、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもの。(「次世代ICTテストベッド」)	① 実証実験ネットワークにおいて、新規開発した通信装置を導入し、通信事業者、メーカ等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。
社会実証	研究開発成果を実装したテストベッドを多様な業種のユーザ等にも使いやすい形でオープンに開放し(あるいは研究開発成果を実装した機器を社会環境に持ち込み)、一般での実用化の前段階で社会的受容性等を検証するもの。(「ソーシャルICTテストベッド」)	① 鉄道線路沿いの斜面に超省電力センサーを設置して、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。 ② 対話型ネットワークロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応による検証を行う。

(※)ここでいう社会的受容性とは、技術適用性、ユーザ利便性、コスト受容性などを含め、地域社会や国民から受け入れられること

(2) 研究開発と実証実験の一体的推進



資料5

基盤技術研究促進勘定の収支、総利益について(現中長期目標期間)
(単位:千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度
経常費用	231,119	68,796	64,700	69,399
うち人件費	65,121	44,251	44,951	45,229
経常収益	131,414	94,352	90,321	69,672
うち事業収入	39,556	54,843	55,529	38,106
当期総利益	△ 99,766	17,762	20,347	233

(注) 財務諸表に基づき当委員会で作成